

金沢学院大学教育学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学教育学部(以下「本学部」という。)並びに教育学科が、以下に掲げる人材を養成していくために必要な教育課程及び履修方法等に関し、金沢学院大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

	養成する人材像
教育学部	<p>教育は未来を創る創造的な営みである。AIによるロボット、バイオテクノロジーなどの飛躍的発展が予測される新しい時代を迎えようとする今、希望ある未来社会の構築のためには、教師・保育者がこの新時代に対応した専門的力量をもつことが不可欠である。このことを踏まえ、本学部では、次のような人材を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none">・広い教養に支えられた高度な教育実践力をもつ教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成・知的世界に冒険者・先駆者として子どもを導くことのできる教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成・企画・構想者・学習者・共創者・先導者・支援者・援助者として学校教育をリードできる教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成・自他の精神的自由を大切にし、自己変革・自己成長への勇気をもつ教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成
教育学科	<ol style="list-style-type: none">①小学校における英語教育の指導体制を強化構築し、異文化を理解し、国際理解教育を基盤とする小学校学級担任として高い英語力をもった教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成②小学校英語教育を推進していくリーダーとなる教師の養成③高い専門性をもった英語専科を担える教師の養成④グローバルな視野をもとに子どもの発達にとってより良い環境を構成し、子どもたちが国際的な視点や多様な文化を経験するような幼児教育に取り組んでいく保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成⑤教育に関する諸課題を主体的に発見・分析・理解し、幅広い専門的知見をもとにその対応策について協働的に考え、行動できる教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成⑥豊かな人間性や感性を備えた高度専門的職業人としての使命と責任を自覚し、継続的な自己研鑽への意志をもって教育活動に取り組むことができる教師・保育者(幼稚園教諭・保育士)の養成

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目は、教養科目、専門科目とする。

2 授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法等は、別表第1に定めるとおりとする。

(時間割)

第3条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第4条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後 1 週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則 48 単位とし、各学期の登録上限単位を原則 24 単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 履修科目の登録の細部については、別に定める。

(試験)

第5条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格が与えられる。

4 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第6条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、2 学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の 1 週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第7条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から 4 日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第7条の2 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第8条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第5条第2項を適用する。

(修得すべき単位数)

第9条 学生は、別表第1の定めるところにより、教養科目から必修 14 単位、専門科目から必修 30 単位を含む 128 単位以上を修得しなければならない。

第9条の2 第2年次終了時まで、原則 50 単位を修得した者は、第3年次に進級することができる。

第9条の3 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。

2 前項により認定した単位の外に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を 68 単位以上、修得せねばならない。

第9条の4 学則第26条の2、第2項に基づき、他学部で履修修得できる単位の認定限度は 2 単位とする。

(転学部)

第 10 条 学則第 17 条に定める転学部を志願する者があるときは、志望学部・学科に欠員のある場合に限り、教授会の議を経て許可することがある。

2 教育学部では、原則として転学部は受け入れない。

3 転学部の出願資格、選考方法及び時期等については、別に定める。

(編入学)

第 11 条 学則第 12 条に定める編入学については、学則 第 2 条第 2 項に定める編入学定員に収容定員の欠員を加え、募集する。

2 編入学の募集及び選考方法については、別に定める。

(科目等履修生)

第 12 条 学則第 44 条に定める科目等履修生を志願する者は、本学所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講 2 週間前までに願出しなければならない。

第 13 条 科目等履修生を志願する者については、本学部学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。ただし、実習及び実技の授業科目の履修は、原則として許可しない。

第 14 条 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は学年の始めとする。

第 15 条 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願出により当該授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者に、単位を与える。

3 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第 23 条及び第 24 条を準用する。

第 16 条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。

2 授業科目の履修において特別の費用を要するときは、必要経費を徴収する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後別表第 1 は令和 6 年度入学生から適用する。